

## 関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンについて ～みんなで防ごう！悪質商法にレッドカード！！～

関東甲信越ブロックの1都9県6政令指定都市1団体※では、悪質商法による高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年9月を「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」と定めています。

茨城県消費生活センターでは、県警察本部及び県内市町村と連携して「二セ電話詐欺被害防止」についても啓発活動を実施しますので、当活動の周知について御協力をいただきますようお願いいたします。

### 実施期間：令和7年9月

※茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市、国民生活センター

## 1 共同キャンペーン参加機関共通の取り組み

### ・高齢者特別被害電話相談の実施

キャンペーン期間中、茨城県消費生活センターでは以下の日程で高齢者特別被害電話相談を実施します。高齢者本人だけでなく、家族やホームヘルパーなど周りの方の「気づき」による相談も受け付けて、被害の未然防止を図ります。

（「令和6年度 茨城県消費生活センターにおける苦情相談状況」は、別紙資料を参照。）

日時 9月16日(火)・9月17日(水) 午前9時から午後5時まで  
電話番号 029-225-6445  
※なお、この期間以外にも随時御相談をお受けしております。

### ・ポスターの掲示（各施設へ配布）

キャンペーン期間中、警察署・郵便局・銀行・病院・集客施設等にポスターを配布し、高齢者の見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

【キャンペーン用ポスター】



### ・リーフレットの配架（各施設への配布）

キャンペーン期間中、悪質商法の手口と、高齢者本人及び周囲の気づきや対応のポイントを解説したリーフレットを高齢者関連施設・市町村等で配布します。

【キャンペーン用リーフレット】

〈表面〉



〈中面〉



2 茨城県消費生活センター独自の取り組み

・交通機関における啓発

キャンペーン期間中、ポスターやステッカーを交通機関へ配布し、高齢者の見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

【キャンペーン用ステッカー】

▷バス会社へのポスターの配布  
路線バス車内におけるポスターの掲示による啓発

▷タクシー会社へのステッカーの配布  
タクシー車内におけるステッカーの掲示による啓発  
(配布エリア：県内全交通圏)



・パネル展の開催

高齢者向け悪質商法被害防止に関するパネル展を開催します。  
場所：茨城県立図書館（水戸市三の丸1丁目5番地38号）  
期間：9月10日（水）から9月23日（火） ※期間中の休館日：9月16日（火）及び9月22日（月）

・ホームページや SNS 等での啓発

- ▷県ホームページに特設ページを開設
- ▷X公式アカウント「いばらき消費生活なび」による情報発信
- ▷新聞・ラジオ・広報誌（ひばり）による啓発
- ▷メールマガジンの発行
- ▷出前講座の実施

ホームページ特設ページ



X 公式アカウント  
「いばらき消費生活なび」



3 県内市町村消費生活センターの取り組み

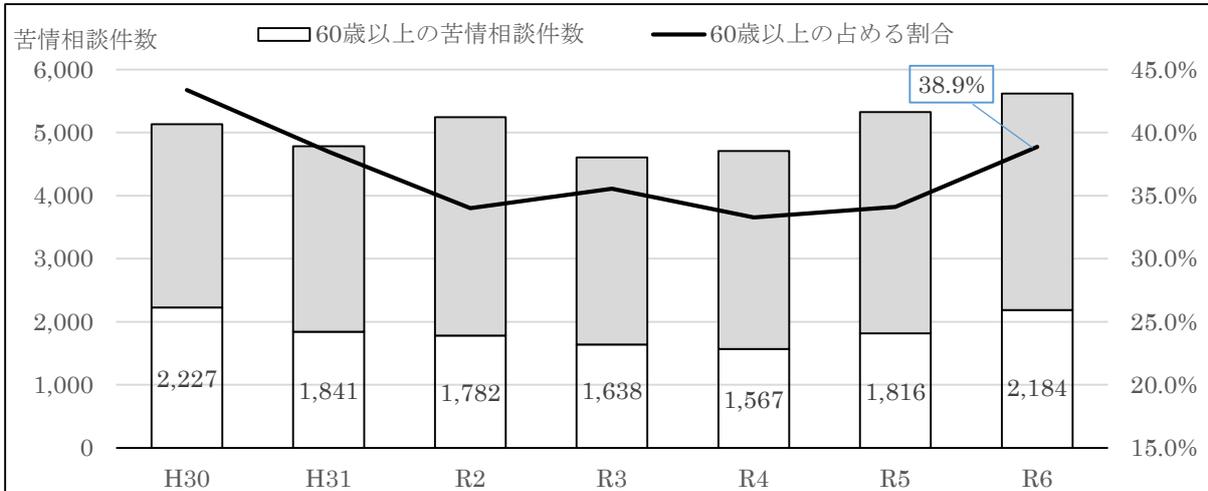
広報紙による啓発や県内スーパーマーケットの敷地内での街頭啓発によるリーフレット等の配布、出前講座などを実施します。詳しくは、上記ホームページ特設ページを御覧ください。

【本件に関するお問合せ先】  
茨城県消費生活センター  
広報・統計担当：鈴木  
TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156

茨城県消費生活センターにおける高齢者の苦情相談状況（令和6年度）

令和6年度中に、茨城県消費生活センターに寄せられた高齢者（60歳以上）からの苦情相談件数は2,184件で、全苦情相談件数の約4割を占めています。

<苦情相談件数の推移>



年度	全苦情相談件数	うち60歳以上	
		苦情相談件数	割合
平成30年度	5,134件	2,227件	43.4%
平成31(令和元)年度	4,783件	1,841件	38.5%
令和2年度	5,242件	1,782件	34.0%
令和3年度	4,606件	1,638件	35.6%
令和4年度	4,707件	1,567件	33.3%
令和5年度	5,323件	1,816件	34.1%
令和6年度	5,620件	2,184件	38.9%

<主な商品・サービス等の苦情相談件数>

分類	苦情相談件数 (令和6年度)	主な相談事例
商品一般 (商品を特定できない不審な電話勧誘や架空請求など)	290件	自宅の固定電話に「2時間後にこの電話は使えなくなる。」という不審な電話があった。すぐに電話を切ったが、本当に使えなくなるのか心配だ。
工事・建築	112件	自宅に訪問してきた業者に「屋根を無料で点検してあげる。」と言われ点検を依頼した。点検後に屋根工事を勧められ契約したが解約したい。
基礎化粧品	109件	SNSの「1回限り。解約不要」と書かれた広告から美容クリームを注文した。2回目が届き定期購入と分かった。やめたい。
他の健康食品	108件	SNSの「定期縛りなし。1回のみお試し500円」のサプリメントを注文した。納品書に定期購入と書かれていたため、解約しようとして業者に電話をしているが電話が繋がらない。
役務その他サービス	97件	パソコンで検索中に「ウィルスに感染した」と警告音があり、表示された電話番号に電話すると解除費用8万円請求された。どうしたらよいか。

関東甲信越ブロック **高齢者悪質商法被害防止** 共同キャンペーン

無料点検サービス!!

点検商法

お断りします!!

それ本当に必要?!

無料で給湯器を  
点検できますよ

電話勧誘  
トラブル

海産物が  
特別価格で...

# みんなで防ごう!

# 悪質商法にレッドカード!!

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

茨城県消費生活センター 日曜日も相談できます

消費生活相談 ☎ 029-225-6445

いばらき消費生活ナビ

検索



最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

消費者ホットライン 局番なし ☎ 188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県警察本部

警察相談専用電話 ☎ #9110

お金・キャッシュカードを要求する電話・メールなどを受けたら**110番!**  
いつも電話を留守番電話設定にして、サギや悪質商法の電話をブロック!

# 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキなど文書で通知することもできます。

## クーリング・オフ手続きについて(メール等の場合)

 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に通知します。

 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

 支払った代金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

## 通知書の例

宛先:xxxx@xxxx.co.jp  
件名:クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。  
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇〇〇  
□□営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇年〇月〇日  
茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

## 消費者ホットライン

局番なし  **188** 最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

## 茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです) ※通話料はいずれも有料です  
〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時  
日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

 **029-225-6445**

いばらき消費生活ナビ

検索



## 消費生活センターって どんなところ？

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの相談や問い合わせも受け付けています。

## 関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン



みんなで防ごう！  
悪質商法に

# レッドカード！！

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

消費者ホットライン 局番なし  **188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

消費生活相談  **029-225-6445**

 茨城県消費生活センター 日曜日も相談できます

警察相談専用電話  **#9110**

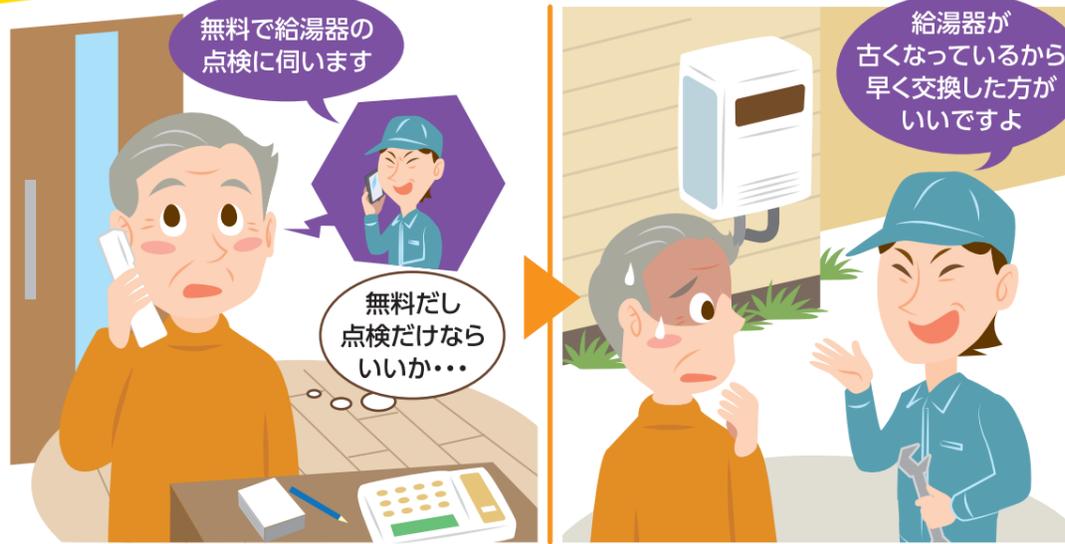
お金・キャッシュカードを要求する  
電話・メールなどを受けたら**110番!**

 茨城県警察本部

# 「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!!

## 点検商法

「早く交換した方がいい」など不安をあおられ契約を迫られた!



### ここに注意

- その場で判断しない。
- 点検と言われても安易に信じない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

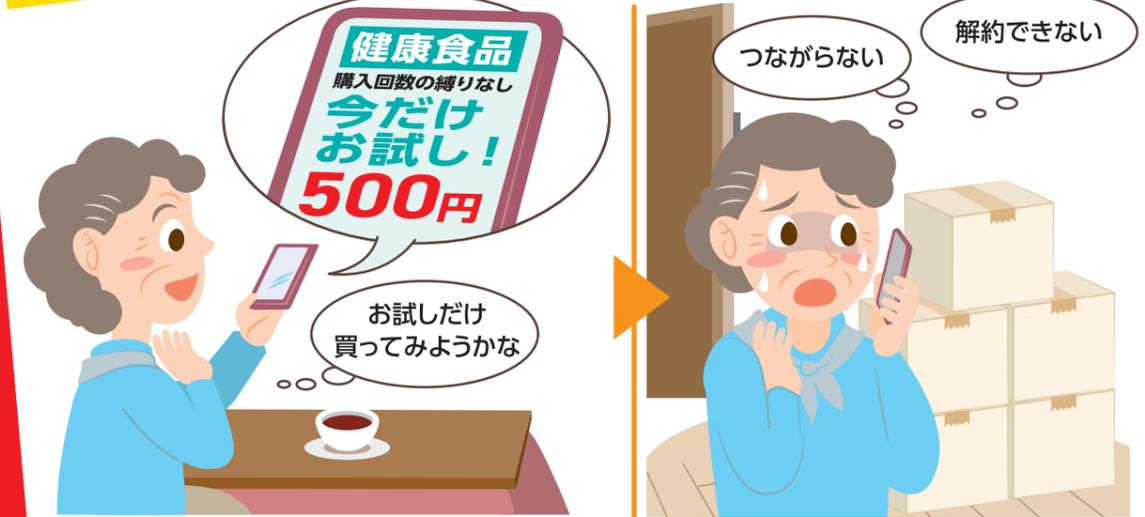
### 見逃さない

- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

⚠ 分電盤・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



### ここに注意

- SNSやネット上の情報を安易に信用しない。
- 安さを強調した広告に注意する。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット\*で保存する。

\*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

### 見逃さない

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



### ここに注意

- 見覚えのない電話番号にはすぐに出ない。
- 安易に住所、氏名、生年月日など個人情報は教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

### 見逃さない

- 防犯機能付電話機の活用を促す。

⚠ 架空・不当請求には、電話のほか、SMS(ショートメッセージサービス)、電子メールを送りつける手口もあります。

## 電話勧誘トラブル

海産物購入をしつこく勧められた!



### ここに注意

- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否する。
- 代金は絶対に支払わない。

### 見逃さない

- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン



# みんなで防ごう! 悪質商法にレッドカード!!

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

消費者ホットライン 局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

📍茨城県消費生活センター 日曜日も相談できます

消費生活相談 ☎029-225-6445

いばらき消費生活ナビ

検索

